



東海まつり

第38回



2016 8月 7日 イベント
JR 東海駅東大通り
14:00 ~ 20:00 ※荒天の場合のみ中止

11日 木祝日 花火大会
阿漕ヶ浦公園
19:00 ~ 20:30 ※荒天の場合のみ延期
(延期時の開催日は未定)

大募集！ 参加者・出店者・協賛者・実行委員
ボランティアスタッフ

主催：東海まつり実行委員会
事務局：東海まつり実行委員会事務局
Tel/Fax：029-283-2141
Web Site <http://www.tokai-fes.com/>



平成28年第2回東海村議会定例会提出議案概要

平成28年5月27日

議案番号	議案名	説 明
報告第3号	平成27年度東海村一般会計継続費繰越計算書	平成25年第2回, 第3回, 平成26年第1回, 第4回及び平成27年第1回並びに平成28年第1回定例会において, 平成25年度東海村一般会計補正予算第1号及び第4号並びに第7号, 平成26年度東海村一般会計補正予算第5号, 平成27年度当初予算及び補正予算第6号で議決をいただきました平成27年度継続費予算現額895,021,100円につきましては, 176,960円を平成28年度へ逡次繰り越しましたので, 地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。
報告第4号	平成27年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書	平成28年第1回定例会において, 平成27年度東海村一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)で議決をいただきました繰越明許費525,855千円につきましては, 523,104千円を平成28年度へ繰り越しましたので, 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第5号	平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	平成28年第1回定例会において, 平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)で議決をいただきました繰越明許費23,306千円につきましては, 全額を平成28年度へ繰り越しましたので, 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第6号	平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	平成28年第1回定例会において, 平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)で議決をいただきました繰越明許費280,004千円につきましては, 全額を平成28年度へ繰り越しましたので, 地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第7号	平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	平成28年第1回定例会において、平成27年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました繰越明許費113,081千円につきましては、109,581千円を平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第8号	平成27年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書	平成27年度中に9,882千円の支出負担行為を行いました東海十二景看板設置工事につきましては、看板資材の不足により看板制作・納品に遅延が生じ、年度内完成が見込めなかったため、5,982千円を平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	<p>（東海村税条例等の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、東海村税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>○改正の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の税率の特例措置（グリーン化特例）の1年間延長 ・法人村民税の法人税割の税率引き下げ ・軽自動車税における環境性能割の創設 ・セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOCT薬控除（医療費控除の特例）の創設
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	<p>（東海村都市計画税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、東海村都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>○改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本則及び附則中の条項のズレ等を改正

承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>○改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税賦課限度額の引上げ ・国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引上げ
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)</p> <p>東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、東海村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>○改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税免除適用期限の延長
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例)</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>○改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 及び第 3 階層区分の世帯における保育料負担軽減の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ① 多子世帯軽減 (第 2 子を半額, 第 3 子以降を無料) の年齢制限の撤廃 ② 第 3 階層のひとり親世帯, 在宅障がい者 (児) のいる世帯は, 第 1 子を半額

		③ 要保護者及び子ども・子育て支援法施行規則第 22 条で定めるものがある世帯は、第 2 子以降を無料
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて	(平成 27 年度東海村一般会計補正予算 (第 8 号)) 平成 27 年度東海村一般会計補正予算 (第 8 号) について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。 予算総額には変更がなく、継続費の補正をするものであります。
議案第 49 号	東海村立中丸小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	東海村立中丸小学校建設完了による基金目的達成に伴い、条例を廃止するものであります。
議案第 50 号	東海村東海駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	東海駅コミュニティ施設の待合室の使用時間を延長し、利用者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものであります。 ○改正内容 ・使用時間を午後 12 時までに変更
議案第 51 号	東海村スポーツ施設条例の一部を改正する条例	スポーツ施設の適正利用及びスポーツの振興を図るため、施設及びその敷地内における禁止行為を追加し、東海南中学校夜間照明グラウンドを通年利用とするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。 ○主な改正内容 ・各スポーツ施設の位置の修正 ・禁止行為の追加 ・休業日の修正

議案第 52 号	東海村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童支援員の要件として、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものを加えるため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 53 号	東海村立学校等設置条例等の一部を改正する条例	公の施設の位置について、公図との整合性を図るほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。 改正条例 <ul style="list-style-type: none"> ・東海村立学校等設置条例の一部改正 ・東海村保育所設置条例の一部改正 ・東海文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 ・東海村立図書館設置及び管理に関する条例の一部改正 ・東海村青少年センター設置条例の一部改正 ・東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
議案第 54 号	茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について	茨城県央地域定住自立圏を形成するに当たり、総務省が定める定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市宣言を行った水戸市との間において協定を締結するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

※ 法律等関係) ・地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

- ・地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)
- ・地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成 28 年法律第 13 号)
- ・地方税法施行令等の一部を改正する等の政令 (平成 28 年法律第 133 号)
- ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号)
- ・東日本大震災復興特別区域法第 4 3 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等

を定める省令（平成23年総務省令第168号）

なお、会期中に、補正予算1件、工事請負契約の締結8件（庁舎照明設備改修工事、東新川用排水路改修工事（第1期工事）、勝木田下の内線交差点改良工事、阿漕ヶ浦公園ホッケー場改修工事、中央地区46・48号中央雨水幹線整備工事、中央地区84街区根崎一次造成2期工事、東海南中学校校舎内装改修及び駐輪場整備工事、百塚保育所内外装改修及び設備改修工事）、工事請負契約締結事項中の変更1件（庁舎外装改修及び屋上防水改修工事）、人事案件1件（東海村固定資産評価員の選任）を追加提出したく準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。